

## 投稿論稿選出理由

### 錯誤に関する法制度の経済分析

赤羽寿海

本稿は、学説上及び判例上も多様な議論のある錯誤制度について、経済分析を用いて一定の示唆を与えようとするものである。本稿は、ラスムセン=エアーズによるモデルに依拠しつつ、日本法における錯誤制度の要件について新たな視点を提供するものであり、その独自性、及び、モデルの精確な紹介、適用について高く評価できる。

もっとも、審査会議では以下のような指摘がなされた。筆者が本稿の主題をゲーム理論として比較的フォーマルに定式化したところ、それに見合った分析となっていない部分がある。また、本稿は具体的数値例を設定しているが、この段階で恣意が入り込む余地があるところ、その排除に対する配慮が明示されていない。そのほかに、近時の重要判例である最三判平成28年1月12日民集70巻1号1頁等について言及がないなど、筆者の日本法知識に疑問がないではない。

しかしながら、筆者の元モデルに対する理解は深く、ゲーム理論に対する理解も一定の水準に達しているため、上記の事項は論稿の価値を低めるような瑕疵には至っていない。また、筆者の日本法に対する理解については疑義があり得るものの、本稿は「経済分析」を主眼としているから、この点が本稿の価値を下げるものではない。以上のように、本稿には上述のような価値があり、上述した問題もこの価値を損なうものではないから、編集委員会としては、本稿の掲載を可とすると判断した。

### 児童虐待の処罰に関する考察

池田直人

本稿は、児童虐待に関する米独の処罰規定について丁寧に整理・分析したうえで、そこで得られた知見や訴訟法の観点を踏まえつつ、わが国における児童虐待に関する量刑上の考慮について論じている。これまで十分に検討がなされていなかった部分について、新たな問題意識・知見を提供しており、高い新規性・創造性を認めることができる。また、米独での処罰規定を丁寧に整理・分析したこと自体についても、一定の学術的価値を認めることができる。

もっとも、審査会議においてはいくつかの疑問点が指摘された。本稿は随所に「行為責任主義」という言葉・概念を用いているが、その内容について十分な議論をしないままであるために、説得力を欠く論証になっている部分が見受けられるとの指摘があった。また、外国法分析の部分と量刑論の関係が判然とせず、論稿全体としての論旨が必ずしも明らかでないとの指摘もなされた。

しかしながら、以上の問題点は本稿の基礎を損なうものではなく、法科大学院生の論稿として掲載に足る新規性・創造性及び論証の精確性を有しているものとして、掲載を可とするとの判断に至った。